

令和4年度 海上運送法に基づく行政処分等一覧

番号	処分等年月日	事業者名	事業者住所	処分等の種類	違反等の概要	命令又は指導の内容	是正状況
1	令和4年6月3日	有限会社フォックス (法人番号： 2460302001210)	北海道斜里郡斜里町ウ ト口東9 6 番地 5	文書指導	令和4年5月27日、海上運送法に基づく通常監査を実施したところ、輸送の安全を阻害している事実が認められたため、同年6月3日、経営トップは、自ら関係法令及び安全管理規程に係る理解を深め、安全方針の設定、安全重点施策の作成をはじめとする安全マネジメント体制を適切に運営することを含む指導を行った。	<ol style="list-style-type: none"> 経営トップは、自らの関係法令及び安全管理規程に係る理解を深め、安全方針の設定、安全重点施策の作成をはじめとする安全マネジメント体制を適切に運営すること。 経営トップは、安全管理規程の内容と運航管理者の勤務実態との整合をとること。 運航管理者及び船長は、運航の可否判断等を確実に記録すること。 運航管理者及び船長は、旅客等の遵守すべき事項等の周知徹底を図ること。 安全統括管理者及び運航管理者は、運航管理要員等に対する安全教育を定期的に実施し、関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項の周知徹底を図り、その概要を確実に記録すること。 安全統括管理者及び運航管理者は、営業所に備え置く安全管理規程を最新の状態に維持すること。 	是正確認済（是正確認日：令和4年7月25日）
2	令和4年6月6日	有限会社ホホワイトリ ー旭川（法人番号： 6450002004865）	北海道旭川市春光6条 7丁目1番12号	文書指導	令和4年6月3日、海上運送法に基づく通常監査を実施したところ、輸送の安全を阻害している事実が認められたため、同年6月6日、経営トップは、安全マネジメント体制の継続的改善に必要な記録類を適切に保管し、有効に活用することの指導を行った。	<ol style="list-style-type: none"> 経営トップは、安全マネジメント体制の継続的改善に必要な記録類を適切に保管し、有効に活用すること 	是正確認済（是正確認日：令和4年6月8日）
3	令和4年6月16日	有限会社知床遊覧船 (法人番号： 6460302005133)	北海道斜里郡斜里町ウ ト口中島125番地	許可取消	<p>令和4年4月23日13時頃、旅客船「KAZU I」は旅客24名を乗せ、北海道知床半島沖を航行中に沈没し、乗員乗客合わせて26名が死亡または行方不明となった。</p> <p>同年4月24日から5月23日、海上運送法に基づく特別監査を実施したところ、複数の海上運送法第50条6号等の規定に違反する事実が確認されたことから、同法第23条において準用する第16条の規定に基づき、令和4年6月16日をもって旅客不定期航路事業の許可を取り消した。</p>	許可取消	許可取消（処分日：令和4年6月16日）
4	令和4年6月20日	天神英二	北海道目梨郡羅臼町	文書指導	令和4年6月14日、海上運送法に基づく通常監査を実施したところ、輸送の安全を阻害している事実を確認したため、同年6月20日、安全教育・事故処理訓練を早急に実施することを含む指導を行った。	<ol style="list-style-type: none"> 最新の安全管理規程を船舶及び事務所に備置すること 安全教育・事故処理訓練を早急に実施すること 速力基準表を船橋に掲示すること 旅客の遵守事項を発着場及び船内に掲示すること 各種記録簿を作成し、それに基づき点検、記録を行うこと 	是正確認済（是正確認日：令和4年7月4日）

令和4年度 海上運送法に基づく行政処分等一覧

番号	処分等年月日	事業者名	事業者住所	処分等の種類	違反等の概要	命令又は指導の内容	是正状況
5	令和4年6月20日	天神幸吉	北海道目梨郡羅臼町	文書指導	令和4年6月15日、海上運送法に基づく通常監査を実施したところ、輸送の安全を阻害している事実を確認したため、同年6月20日、安全教育・事故処理訓練を早急に実施することを含む指導を行った。	<ol style="list-style-type: none"> 最新の安全管理規程を船舶及び事務所に備置すること 安全教育・事故処理訓練を早急に実施すること 速力基準表を船橋に掲示すること 旅客の遵守事項を船内に掲示すること 各種記録簿を作成すること（運航開始後はそれに基づき点検、記録を行うこと） 	是正確認済（是正確認日：令和4年7月29日）
6	令和4年6月20日	小倉新治	北海道目梨郡羅臼町	文書指導	令和4年6月15日、海上運送法に基づく通常監査を実施したところ、輸送の安全を阻害している事実が認められたため、同年6月20日、安全教育・事故処理訓練を早急に実施することを含む指導を行った。	<ol style="list-style-type: none"> 最新の安全管理規程を船舶及び事務所に備置すること 安全教育・事故処理訓練を早急に実施すること 速力基準表を船橋に掲示すること 旅客の遵守事項を船内に掲示すること 各種記録簿を作成すること（運航開始後はそれに基づき点検、記録を行うこと） 	是正確認済（是正確認日：令和4年9月20日）
7	令和4年6月20日	知床らうすリンクル株式会社（法人番号：2462501000620）	北海道目梨郡羅臼町富士見町13番地	文書指導	令和4年6月16日、海上運送法に基づく通常監査を実施したところ、輸送の安全を阻害している事実を確認したため、同年6月20日、安全教育・事故処理訓練を早急に実施することを含む指導を行った。	<ol style="list-style-type: none"> 最新の安全管理規程を船舶、本社及び営業所に備置すること 安全教育・事故処理訓練を早急に実施すること 速力基準表を船橋に掲示すること 旅客の遵守事項を船内に掲示すること 各種記録簿を作成し、それに基づき点検、記録を行うこと 	是正確認済（是正確認日：令和4年6月28日）
8	令和5年3月29日	有限会社カネ秀カネシウ（法人番号：9460002000588）	北海道小樽市港町4番5号	文書指導	令和4年11月29日に海上運送法第25条に基づく検査を実施したところ、安全教育及び事故処理に関する訓練を実施していなかったこと等の安全管理規程違反が確認された。	<ol style="list-style-type: none"> 経営トップは、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全を確保するために、安全管理規程等の遵守に対する確実な対応について主体的に関与し、安全管理態勢を適切に運営すること。 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、安全管理規程等の遵守と安全最優先の原則を社内に徹底させること。 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。 運航管理者及び船長は、安全管理規程第28条及び運航基準第4条の2に基づき、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断の結果等を航海日誌に記録すること。 船長は、安全管理規程第30条及び運航基準第10条に基づき、運航基準に定められた地点に達したとき、また、入港したときは、必ず事業所に連絡し、その内容を記録すること。 運航管理者は、安全管理規程第41条に基づき、陸上施設点検に基づいて、毎日1回以上、係留施設等について点検し、その結果を記録すること。 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第50条に基づき、運航管理補助者等に対し、安全管理規程等について、理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施し、その概要を記録簿に記録すること。 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第51条に基づき、事故処理に関する訓練を計画の上、年1回以上実施し、その概要を記録簿に記録すること。 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準を含む。）を事業所に、容易に閲覧できるよう備え付けること。 船長は、運航基準第11条に基づき、入港15分前になったときは、運航管理者又は運航管理補助者に、入港予定時刻等を連絡し、その内容を記録すること。 	是正確認済（是正確認日：令和5年7月26日）

令和4年度 海上運送法に基づく行政処分等一覧

番号	処分等年月日	事業者名	事業者住所	処分等の種類	違反等の概要	命令又は指導の内容	是正状況
9	令和5年3月29日	株式会社ツウセン (法人番号： 3430001058264)	北海道小樽市赤岩1- 20-8	文書指導	令和5年1月13日に海上運送法第25条に基づく検査を実施したところ、令和4年12月16日に当該事業者が運航する船舶が、出港後、機関が停止し、航行不能になる事故を発生させていたにもかかわらず、事故発生後速やかに関係運輸局及び海上保安官署等に報告していなかったこと等の安全管理規程違反が確認された。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 経営トップは、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全を確保するために、安全管理規程等の遵守、今般の事故再発防止策の策定を含む重大な事故等に対する確実な対応について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を適切に運営すること。 2. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第17条及び第18条に基づく自らの責務を再認識するとともに、事故の再発防止のため、安全管理規程等について理解しやすい具体的な安全教育及び今般の事故を踏まえた事故処理に関する訓練を速やかに実施し、その概要を記録簿に記録すること。 3. 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、安全管理規程等の遵守と安全最優先の原則を社内に徹底させること。 4. 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。 5. 船長は、安全管理規程第40条に基づき、自船に事故が発生したときは、事故の状況及び講じた措置を速やかに海上保安官署に連絡すること。連絡にあたっては、措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行うこと。 6. 運航管理者は、安全管理規程第45条及び事故処理基準第4条に基づき、事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局及び海上保安官署にその概要及び事故処理の状況を報告すること。 7. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第47条に基づき、運航管理補助者等に対し、安全管理規程等について、理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施し、その周知徹底を図ること。 	<p>是正確認済（是正確認日：令和5年7月5日）</p>